

森林学習施設実施設計業務プロポーザル実施要領

1 目的

本公募型プロポーザルは、「森林学習施設基本設計」を踏まえ、森林学習施設実施設計業務を委託するに当たり、発注者の考え方に柔軟に対応できる高い技術力及び豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的として実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 森林学習施設実施設計業務委託
- (2) 発注者 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
- (3) 業務内容 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合森林学習施設建設工事に係る実施設計業務
なお、詳細については、別紙「森林学習施設実施設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成30年1月31日（水）まで
- (5) 想定工事費 1,355,000,000円以内（建物本体工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事で消費税を含む。）
- (6) 提案上限額 46,224,000円（消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意すること。
- (7) 建設地 山梨県富士吉田市上吉田5605番地3
- (8) 敷地面積 251,524.28㎡
- (9) 区域区分 都市計画区域内（用途地域指定なし、防火地域指定なし、自然公園法普通地域内）
- (10) 建物規模 建物：1,700㎡程度
駐車場：150台程度、面積4,500㎡程度
ツリーハウス：4基程度
ウッドデッキ：延長200m程度
- (11) 計画概要 「富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合森林学習施設基本計画」のとおり
- (12) 事業計画 実施設計：平成29年度
建設工事：平成30年度

3 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

プロポーザル（企画提案書提出審査）方式により企画提案業者について審査の上、最も優れた評価を得た業者と随意契約により委託契約を締結する。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、仕様書に定める内容を尊重し、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

イ 様式4及び5（配置予定技術者調書）に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

4 参加者の資格

資格者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。

ア 平成29・30年度富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合入札参加資格を有していること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っていない者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。

キ 林野庁補助事業の木育推進事業に関与するなど、木育事業への取組実績があること。

5 参加の条件

参加者は本要領4参加者の資格の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

配置予定技術者の条件

ア 管理技術者、建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者、建築設備（電気）担当主任技術者及び建築設備（機械）担当主任技術者は、それぞれ1名ずつ配置することとし、これらは兼任することはできない。

イ 管理技術者は一級建築士であること。

ウ 管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者は、参加者の組織に所属していること。

エ 配置予定技術者は、参加申込書等の受付日以前に、参加者の組織若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

6 参加に対する制限

- (1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。
- (2) 参加者が提出できる参加申込書及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。
- (3) 提出された参加申込書及び技術提案書の差し替え、追加及び削除は一切認めない。

7 実施スケジュール

実施内容	実施期間
実施要領等の配布	平成 29 年 6 月 27 日（火）から 平成 29 年 7 月 4 日（火）まで
募集要項等に関する質問受付期間	平成 29 年 6 月 27 日（火）から 平成 29 年 7 月 4 日（火）まで
質問書に対する回答	平成 29 年 7 月 6 日（木）
参加申込書等の提出期間	平成 29 年 7 月 10 日（月）
技術提案書の提出	平成 29 年 7 月 20 日（木）
プレゼンテーション及び審査	日時、場所等詳細は後日通知する
選定結果の送付	7 月下旬予定

8 実施要領の配布

(1) 配布方法

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合ホームページからダウンロード

<http://www.onshirin.jp>

(2) 配布期間

平成 29 年 6 月 27 日（火）から平成 29 年 7 月 4 日（火）まで

9 事務局

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合森林事業部森林文化課
〒403-0005

山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3

TEL : 0555-22-3355 (代) FAX : 0555-22-3218

E-mail : shinrinbunka@onshirin.jp

10 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加申込書	様式1	1部
イ 技術職員調書	様式2	10部 ※様式2から6 をホチキスなど で留め提出する こと
ウ 木育事業調書	様式3	
エ 配置予定技術者調書（管理技術者）	様式4	
オ 配置予定技術者調書（主任技術者）	様式5	
カ 協力事業所調書	様式6	
添付資料 ・保有資格を有するものの写し ・健康保険被保険者証等雇用関係が確認 できるものの写し ・各種様式備考欄に記載する資料		各1部

(2) 提出方法

ア 提出期限

平成29年7月10日（月）までの組合の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし最終日は午後4時30分までとする。

イ 提出先

本要領9に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は最終日の午後4時30分までに必着とし、到着の有無を事務局に確認すること。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容についての質問期間等については、次のとおりとする。
なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

平成29年7月4日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出先

本要領9に掲げる事務局

ウ 提出書式

質問書（様式7）

エ 提出方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「森林学習施設実施設計業務プロポーザル質問書」として、送信すること。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、平成29年7月6日（木）午後5時までに、組合ホームページに掲載する。

11 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出者は、次に掲げる書類を各必要部数提出すること

提出書類	様式等	提出部数等
ア 技術提案提出書	様式8	1部
イ 業務実施方針	様式自由	10部 ※イとウをホチキス等で 留め提出すること ※カラー印刷とすること
ウ テーマ別技術提案書	様式自由	
エ 業務参考見積書	様式自由	1部

(2) 業務の実施方針

業務の実施方針として、取組方針、実施体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項等について記載すること。

(3) 技術提案を求めるテーマ

技術提案書は、原則として以下のテーマについてA4サイズ（縦方向、横書き、左綴じ）、使用する文字サイズは11ポイント以上とし文章で簡潔に記載すること。作成にあたっては、「富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合森林学習施設基本計画」、「森林学習施設基本設計」を基に検討、提案すること。また、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

ア【テーマ1】「基本設計内容の更なる価値向上と経済設計の考え方」
エネルギー自立型の施設とする、地域産材を活用した建築とする等、具体的な方策についての提案

イ【テーマ2】「合理的な工事手順の考え方」

- ・森林学習施設にかかる工事の合理的な工事手順の提案
- ・コストを意識し、環境負荷に配慮した工事手順の提案

(4) 業務参考見積書

業務参考見積書は、実施設計業務の金額及びその内訳額を記載すること。
なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(5) 提出方法

ア 提出期間

平成 29 年 7 月 20 日（木）までの組合の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、最終日は午後 4 時 30 分までとする。

イ 提出先

本要領 9 に掲げる事務局。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、最終日の午後 4 時 30 分までに必着とし、到着の有無を事務局に確認すること。

12 審査方法

(1) 受託者の選定

本提案は、提案事業者の基本的な考え方や設計に関する能力、仕様を総合的に評価する。なお、申込者が 1 者のみの場合は、その内容を審査（必要に応じてプレゼンテーションを実施）し、適切に業務が行えるかを確認し、評価する。

(2) 審査

ア 審査方法

プレゼンテーション並びに選定委員会によるヒアリング、審査及び評価（合議制による採点）を行い、受注者 1 者及び次席者 1 者を選定する。

イ 日時・会場

日時、場所等詳細は後日通知する。

ウ 出席者

5 名以内とする。

エ プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

説明者に際しては、提出した技術提案書を用いた内容説明とし、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。

オ 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

カ その他

審査は非公開とする。

(3) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

審査項目			配点
業務実施方針	業務理解度、取組方針、実施体制、工程計画、配慮事項等	業務の理解度、取組方針。実施体制、工程計画、配慮事項等の的確性、について評価する。	20点
技術提案書等	テーマ1	提案内容の的確性、独創性、実現性、業務の実績等について評価する。	50点
	テーマ2		
	木育事業の実績と親和性		
プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容、質疑応答に対する回答等	ポイントをおさえた分かりやすい説明、質疑応答への的確な対応がされているか評価する	30点
合計			100点

13 審査結果の発表

最も優れた者と特定された者に対しては、特定された旨を通知する

14 設計業務委託

- (1) 組合長は、選定委員会の評価を基に、最も優れた者を特定する。
- (2) 組合長は、最も優れた者を随意契約の交渉相手とする。
- (3) 設計業務委託料の額は、特定された者に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で決定する。

15 参加者の資格等

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領2(6)に示す提案上限額を超えた場合

- (5) 本要領4に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- (6) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

16 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出資料の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、組合は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出資料の複製、記録及び保存を行い使用できるものとする。
- (6) 受注候補者として特定された者が提出した技術提案書については、その内容を公開することができるものとする。
- (7) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
- (8) 本業務の受注者（本業務遂行に当たっての協力者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
 - ア 一方が他方に出資していること。
 - イ 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。